

## 第2号議案

### 広島県子供の読書活動推進計画（第四次）について

広島県子供の読書活動推進計画（第四次）について、別紙のとおり策定することを提案します。

令和元年11月8日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の趣旨

本県の子供の読書活動の推進に関して、施策の基本方針と具体的な取組を示す、令和元年度から令和5年度までを計画期間とした「広島県子供の読書活動推進計画」（第四次）を別紙のとおり策定する。

#### 2 根拠規定

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法第154条）

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

# 広島県子供の読書活動推進計画 (第四次)



広島県教育委員会



## 教育長メッセージ

皆さんは、子供の頃、読書が好きでしたか。  
皆さんの周りの子供は、読書をしていますか。

私は子供の頃から、読書が大好きでした。本の中での、新たな出会い、未知の世界に、わくわくしていました。読書は、私達の人生を豊かにすることにつながっていると思います。

今、私達の身の回りでは、スマートフォン等、便利な道具があふれています。情報通信技術（ICT）を利用する時間が増え、たやすく情報を集めることができるようになった一方で、情報をゆっくりと吟味したり、文章を読み解いたりすることが少なくなっているとの指摘もあります。

だからこそ、子供達が読書の良さを知り、楽しさを味わい、自ら読書をしようとする態度を身に付けることはとても大切だと考えています。

広島県では、これまでも「広島県子供の読書活動推進計画」を作成し、子供の読書活動の推進に取り組んできました。そして、この度、第三次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、第四次計画を策定しました。

第1章には、本計画の趣旨や基本方針等を掲載しています。

第2章には、発達段階ごとの特徴を踏まえた、読書習慣の形成に向けた取組や効果があると思われる事例を、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校に分けて掲載しています。

第3章には、読書習慣の形成を支える人的・物的環境整備に係る取組や事例を掲載しています。関係機関と連携・協力し、「読みたい本」が手の届くところにある環境づくりを推進していきたいと考えています。

是非、本計画を参考とし、それぞれの実態に応じた取組を行い、広島県の子供の読書活動を推進していきましょう。

終わりにになりましたが、本計画の策定に当たり、県民の皆様から多くの貴重な御意見を頂きましたことに対し、深く感謝申し上げます。

令和元年 11 月

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

# 目 次

## 第1章 基本方針

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| I 趣 旨 .....                        | 1 |
| II 広島県の教育施策の状況 .....               | 2 |
| III 第三次計画期間における子供の読書活動に関する状況 ..... | 3 |
| IV 第四次計画の基本方針 .....                | 5 |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| ※コラム① 発達段階に応じた取組について ..... | 7 |
|----------------------------|---|

## 第2章 読書習慣の形成に向けた取組

### ■本に親しむ■

|                        |    |
|------------------------|----|
| ・家 庭 .....             | 8  |
| ・地 域 .....             | 10 |
| ・幼稚園・保育所・認定こども園等 ..... | 12 |
| ・学 校 .....             | 14 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ※コラム② 更なる不読率の改善に向けて ..... | 19 |
|---------------------------|----|

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| ※コラム③ 自分から進んで本を読んでいますか? ..... | 19 |
|-------------------------------|----|

### ■目的に応じて読む■

|            |    |
|------------|----|
| ・学 校 ..... | 20 |
|------------|----|

### ■本から学び自らの考えを深める■

|            |    |
|------------|----|
| ・地 域 ..... | 22 |
| ・学 校 ..... | 23 |

## 第3章 読書習慣の形成を支える環境整備

### ■人的整備の充実■

|            |    |
|------------|----|
| ・地 域 ..... | 26 |
| ・学 校 ..... | 28 |

### ■物的整備の充実■

|            |    |
|------------|----|
| ・地 域 ..... | 30 |
| ・学 校 ..... | 32 |

## 資 料

- ◆子供の読書活動推進に関する基本的な計画（平成30年4月）
- ◆「学校図書館ガイドライン」
- ◆用語解説

※ 本文中の「小学校」は、義務教育学校の前期課程、「中学校」は、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程、「高等学校」は、中等教育学校の後期課程を含みます。

「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」  
推進のための主な施策

# 子供の読書習慣の形成

目的に応じて読む

学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

本に親しむ

家庭での読書活動への支援

地域における読書への関心を高める取組の実施

幼稚園・保育所・認定こども園等における本に親しませる取組の推進

学校における児童生徒の実態に応じた本に親しませる取組の推進

学校における児童生徒の読書機会の確保

本から学び  
自らの考えを深める

本を読んで自分の生き方を考え、表現する取組の推進

参考となる図書館資料の展示及び提供

家庭、地域、園・所等、学校における取組

## 環境整備

地域ボランティア等、多様な人々の参画  
図書館職員のスキルアップに向けた研修  
の実施等

人的整備の充実

公立図書館の環境整備の実施  
学校図書館の環境整備の実施  
学校と公立図書館等との連携

物的整備の充実

## 第1章

# 基本方針

## I 趣旨

### 1 はじめに

子供にとっての読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校、更には経済界や産業界も含めた「オール広島県」で、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成していくことを進めています。

これらのことから、発達段階に応じた取組や読書環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

### 2 本計画の位置付け

国による子供の読書活動の推進に関する取組の経緯については、平成30年4月に策定された「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第四次基本計画」という。）の中で、次のように述べられています。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めた。

出典：子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

本県でも、平成15年に「広島県子どもの読書活動推進計画」（「第一次計画」）を策定、その後、平成21年には第二次計画、平成26年には、第三次計画を策定し、子供の読書活動の推進に取り組んできました。

第三次計画期間（H26～H30）における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、ここに新たな「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」（以下「第四次計画」という。）を策定し、今後おおむね5年間の読書習慣の形成に向けた取組及び読書習慣の形成を支える環境整備の方向性を示し、子供の読書活動の一層の充実を図っていきます。

## II 広島県の教育施策の状況

第三次計画策定以降、広島県では、「ひろしま未来チャレンジビジョン」をはじめとする教育施策に関わる大綱や方針等を示してきました。

本県では、これら大綱や方針等を基に、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりを進めています。

このような人づくりを進めるためにも、その基盤となる読書活動は欠くことのできないものです。また、豊かな心を育成するためにも、多様な価値観に触れることのできる読書活動をより一層推進していくことは重要です。

## 【広島県の主な方針等】

## ◆ ひろしま未来チャレンジビジョン（H27～）

人づくり

新たな経済成長

安心な暮らしづくり

豊かな地域づくり

- 「広島らしい」教育の推進
  - ・ 幼児期における質の高い教育・保育活動の推進
  - ・ 「主体的な学び」を促す教育活動の系統的な推進
  - ・ 多様なニーズに対応する、特色ある教育活動の整備

## ◆ 広島県 教育に関する大綱（H28～）

- 一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり

## ◆ 広島県教育委員会主要施策実施方針（H28～）

- 乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
- 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
- 「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
- 一人一人の多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことのできる力の育成
- 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
- 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
- 安全・安心な教育環境の構築
- 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

## ◆ 広島版「学びの変革」アクション・プラン（H26～）

- 広島で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「広島」、「日本」を語り、高い志のもと、世界の人々と協働して新たな価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成
  - ・ 情報や知識を入手し、自ら深く考え、それを統合して新しい答えを創り出す力
  - ・ 他者と協働・協調できる力
  - ・ 基礎となる「学び続ける力」
- 児童生徒の主体的な学びを促す「課題発見・解決学習」の推進等



Ⅲ 第三次計画期間における子供の読書活動に関する状況

1 子供の読書活動の現状と課題

県内の児童生徒の読書活動に関する状況は、第三次計画で掲げた「本に親しむ」、「たくさん読む」、「目的に応じて読む」、「本から学び自らの考えを深める」について、具体的な目標を設定し、取り組んできました。その結果、第三次計画策定時と比較して、「本に親しむ」及び「たくさん読む」については、大きな割合の変化はありませんが、「目的に応じて読む」及び「本から学び自らの考えを深める」については、全体的に緩やかな増加傾向にあります。

■図表1 第三次計画期間における子供の読書活動の現状

| ■本に親しむ<br>本を読むのが好きな子供の割合 |       |       | ■たくさん読む<br>1か月に一冊以上本を読む子供の割合 |       |       | ■目的に応じて読む<br>家で本や資料などを利用する子供の割合 |       |       | ■本から学び自らの考えを深める<br>読んだ本について友達や家族と話す子供の割合 |       |       |
|--------------------------|-------|-------|------------------------------|-------|-------|---------------------------------|-------|-------|--|-------|-------|
|                          | H25   | H30   |                              | H25   | H30   |                                 | H25   | H30   |  | H25   | H30   |
| 小                        | 78.7% | 80.9% | 小                            | 91.1% | 90.6% | 小                               | 58.7% | 62.4% | 小  | 58.5% | 60.4% |
| 中                        | 72.4% | 71.7% | 中                            | 82.7% | 84.6% | 中                               | 44.8% | 48.6% | 中  | 47.7% | 48.1% |
| 高                        | —     | —     | 高                            | 52.5% | 52.7% | 高                               | 16.8% | 17.1% | 高  | —     | —     |

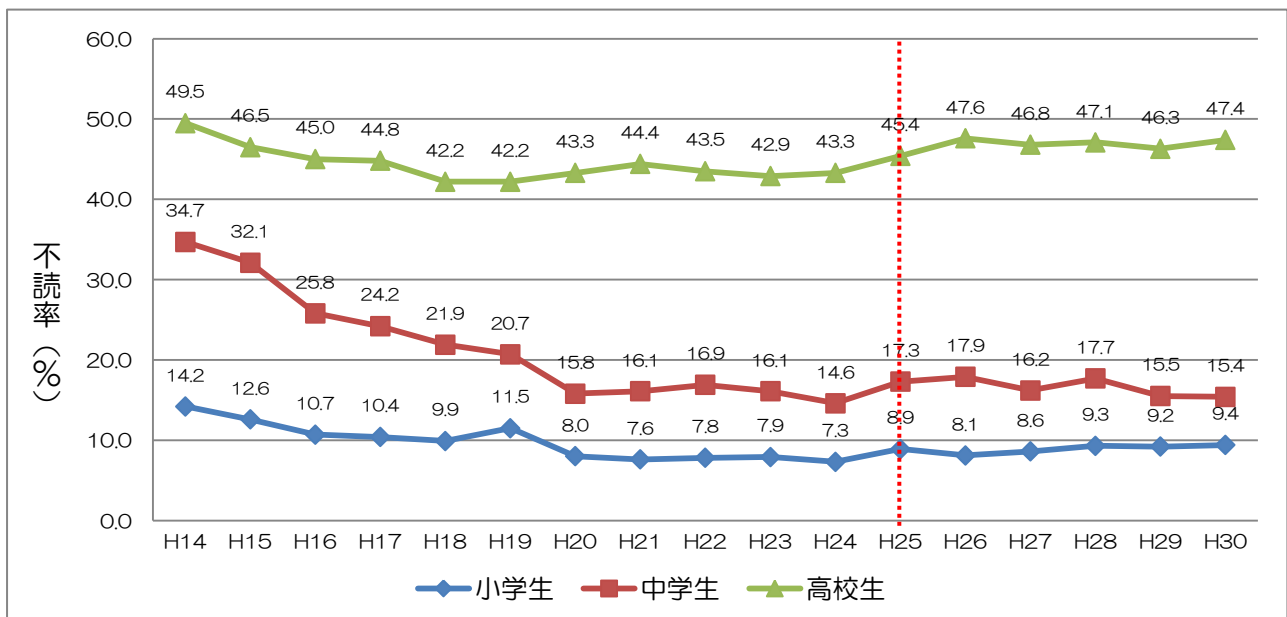
※高校の数値はH26

(「基礎・基本」定着状況調査, 広島県高等学校共通学カテスト, 広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙調査)

また、平成14年度からの不読率「1か月に一冊も本を読まない子供の割合」(以下「不読率」という。)の変化をみると、全体的に改善の傾向にはあるものの、この数年間は大きな変化がない状況となっています。また、高校生の不読率は、依然として高い状況にあり、このことは国の第四次基本計画においても課題として挙げられています。

高校生の不読率の改善を図るためには、高校生への取組だけでなく中学生までの自主的な読書活動の状況を把握し、読書習慣形成のための取組に反映させる必要があります。

■図表2 「1か月に一冊も本を読まない子供の割合」の推移



(「基礎・基本」定着状況調査, 広島県高等学校共通学カテスト)

## 2 子供の読書活動に関する取組の現状と課題

第三次計画で設定していた指標については、その多くの項目の数値が上昇又は横ばいの傾向にあるものの、目標値には達していないものもあります。この要因の一つとして、第三次計画における成果指標と取組指標が体系的に示されておらず混在していたことや、取組指標が多岐にわたっており、焦点を絞って取り組むことが難しかったことがあると考えています。

今後は、読書習慣の形成に効果があると考えられる取組を整理し、関係機関等に対して、具体的な事例の紹介を行う等、連携・協力して推進する必要があります。

■図表3 第三次計画における取組の現状（主なもの）

|             |                                  | 校種     | 基準値   | 目標値    | H29実績 |
|-------------|----------------------------------|--------|-------|--------|-------|
| 家庭・地域における取組 | 参加・体験型の「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の実施   | —      | —     | 全市町実施  | 20市町  |
|             | 市町における「子ども司書」養成講座の実施             | —      | 18市町  | 18市町以上 | 19市町  |
|             | 公立図書館における司書の配置                   | —      | 82.0% | 100%   | 85.6% |
| 学校等における取組   | 読み聞かせを毎日している幼稚園・保育所・認定こども園等の割合   | —      | 91.1% | 100%   | 91.5% |
|             | 推薦図書を選定している学校の割合                 | 小学校    | 79.6% | 100%   | 82.3% |
|             |                                  | 中学校    | 82.1% | 100%   | 90.5% |
|             |                                  | 高等学校   | 64.1% | 80.0%  | 55.6% |
|             |                                  | 特別支援学校 | 26.7% | 80.0%  | 90.5% |
|             | 様々な本や資料を基に自分の考えをもたせる指導をしている学校の割合 | 小学校    | 89.0% | 100%   | 91.5% |
|             |                                  | 中学校    | 80.4% | 100%   | 89.2% |
|             | 各学校における学校図書標準の達成の割合              | 小学校    | 74.7% | 80.0%  | 85.8% |
|             |                                  | 中学校    | 66.0% | 70.0%  | 75.0% |

## IV 第四次計画の基本方針

第三次計画期間における子供の読書活動に関する現状と課題や諸情勢の変化等を踏まえ、第四次計画の基本方針を次の3点としました。

- 読書習慣の形成に向け、発達段階ごとの特徴を踏まえた効果的な取組を、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校において推進します。
- 自主的な読書活動の状況を把握し、内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。
- 発達段階ごとの特徴を踏まえた効果的な取組について、関係機関等と連携し、更に研究を進めていきます。

また、第三次計画で示した「本に親しむ」「たくさん読む」については、いわゆる多読のみを求めているのではなく、読書の質の向上も必要であることから、「本に親しむ」にまとめる形で示しました。

第四次計画では、取組の視点を、「本に親しむ」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」の三つとし、成果指標を図表4、施策体系を図表5のように定めました。

■図表4 第四次計画における成果指標

| 視点             | 成果指標  | 小学生       | 中学生       | 高校生       |
|----------------|---|-----------|-----------|-----------|
| 本に親しむ(重点)      | 不読率（「1か月の間に、本※を何冊くらい読みましたか。」という質問に対して「読んでいない」と回答する子供の割合）  | 2%<br>以下  | 8%<br>以下  | 26%<br>以下 |
| 目的に応じて読む       | 「興味・関心があることや学習に関することを、本や資料を活用して調べている。」という質問に対して、肯定的に回答する子供の割合   | 60%<br>以上 | 60%<br>以上 | 60%<br>以上 |
| 本から学び自らの考えを深める | 「本を読んで、知りたいことが分かったり、自分の考えを広げたりすることがある。」(小)、「本を読んで、自分の生き方や社会との関わり方について考えることがある。」(中・高)という質問に対して、肯定的に回答する子供の割合 | 60%<br>以上 | 60%<br>以上 | 60%<br>以上 |

※ 不読率の調査における「本」とは、電子書籍等の情報通信技術を活用した書籍を含み、教科書や問題集、漫画、雑誌は除く。(参照：子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 平成30年4月、「基礎・基本」定着状況調査)

■図表5 第四次計画の施策体系

|                                   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|
| 読書習慣の形成に向けた取組                     | <b>I 本に親しむ</b>  |   |
|                                   | 取組の方向性：本を読むきっかけの提供や本に親しませる取組の実施   |   |
|                                   | 家庭  | 家庭での読書活動への支援<br>(読み聞かせ, 子供と一緒に読書, 図書館に出向く 等)  |
|                                   | 地域<br>〔図書館等〕  | 地域における読書への関心を高める取組の実施<br>(イベント等を通じた啓発, 「子ども司書」の活動, 推薦図書等の情報提供 等)                                |
|                                   | 幼稚園・保育所<br>認定こども園等  | 幼稚園・保育所・認定こども園等における本に親しませる取組の推進<br>(絵本や物語などの読み聞かせ 等)  |
|                                   | 学校<br>( 小学校・中学校<br>高等学校・特別支援学校 )  | 児童生徒の実態に応じた本に親しませる取組の推進<br>(推薦図書の紹介, 子供同士で本を紹介する活動 等)   |
|                                   |   | 児童生徒の読書機会の確保<br>(「子ども読書の日」や「古典の日」における読書に関する取組の推進, 全校一斉の読書活動の推進 (小・中・高))                         |
|                                   | <b>II 目的に応じて読む</b>  |   |
|                                   | 取組の方向性：目的に応じて本や資料を選んで読んだり, 活用したりする取組の推進   |   |
|                                   | 学校<br>( 小学校・中学校<br>高等学校・特別支援学校 )  | 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進<br>(読書活動年間指導計画等に基づいた各教科等における読書活動の充実)   |
| <b>III 本から学び自らの考えを深める</b>         |   |   |
| 取組の方向性：本を読んで自分の生き方等を考え, 表現する機会の提供 |   |   |
| 地域<br>〔図書館等〕                      | 参考となる図書館資料の展示及び提供   |   |
| 学校<br>( 小学校・中学校<br>高等学校・特別支援学校 )  | 本を読んで自分の生き方等を考え, 表現する取組の推進<br>(読書感想文コンクール等へ応募の推進 (小・中・特支))<br>(本や資料を活用し, 自らの考えを深め, 表現する取組の推進 (高)) |   |
| 読書習慣の形成を支える環境整備                   | <b>IV 人的整備の充実</b>   |   |
|                                   | 地域<br>〔図書館等〕  | 地域のボランティア等, 多様な人々の参画<br>(ボランティア活動を行うための機会や場所の提供, 活動を円滑に行うための諸条件の整備・充実)<br>図書館職員のスキルアップに向けた研修の実施 |
|                                   | 学校<br>( 小学校・中学校<br>高等学校・特別支援学校 )  | 司書教諭等のスキルアップに向けた研修の実施   |
|                                   |   | 学校司書等の配置の拡充   |
|                                   | <b>V 物的整備の充実</b>  |   |
|                                   | 地域<br>〔図書館等〕  | 公立図書館の環境整備の実施<br>(子供にとって利用しやすい図書館の整備, 障害のある子供のための諸条件の整備・充実)                                     |
|                                   | 学校<br>( 小学校・中学校<br>高等学校・特別支援学校 )  | 学校図書館の環境整備の実施<br>(学校図書館リニューアルの実施, 学校図書館図書標準の達成 (小・中), 新聞の配備, 学校図書館のデータベース化の促進)                  |
| 公立図書館等との連携                        |   |   |

## コラム① 発達段階に応じた取組について



子供の読書に関する発達段階ごとの特徴について、平成30年3月に出された「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」では、次のように述べられています。

### ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

広島県に限らず、全国的に高校生の不読率は依然として高い状態にあります。高校生に対するアンケートによると、その理由として右の図に示すようなものが挙げられています。このうち、特に「読みたいと思わなかった」という理由を挙げる要因については、中学校までに読書習慣が形成されていない場合が考えられます。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、上記のような発達段階ごとの特徴を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校において、切れ目のない取組が進められることが重要です。

【高校生が挙げる、本を読まない主な理由】

| 主な理由          | 割合 (%) | 主な理由                  | 割合 (%) |
|---------------|--------|-----------------------|--------|
| 読みたいと思わなかった   | 57.3   | 読書より他にやりたいことがあるから     | 69.5   |
|               |        | 本を読むのが嫌いだから           | 12.9   |
| 読みたかったが読めなかった | 26.2   | 読まなくても困らないから          | 16.6   |
|               |        | 本を読む時間がなかったから         | 88.4   |
|               |        | 本が買えなかった、買ってもらえなかったから | 6.1    |
|               |        | 何を読んだらよいかかわからなかったから   | 4.2    |

出典：第63回学校読書調査

## 第2章

# 読書習慣の形成に向けた 取組

# 本に親しむ

家庭での読書活動への支援

## 家庭

家庭は、子供の基本的な生活習慣を育む場であり、健やかな育ちの基盤となる場所です。子供の読書習慣は家庭の中などの日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるために、家庭での読書活動推進に取り組む必要があります。

乳幼児期における読み聞かせは、親子の良質なコミュニケーションを育み、子供の想像力や表現力を豊かにするものであるとともに、子供にとっては信頼する大人とのかかわりの中で安心感をもっておはなしの世界に入ることができるため、保護者によって行われることが重要となります。

さらに、子供が成長し、本を読み通せる力を身に付け、自らの考えを広げ、表現できる段階では、家族で図書館や書店に出向いて一緒に本を選んだり、イベントに参加したり、家庭内の身近な場所に本を置いたり、読んだ本の感想を伝え合ったりすることが大切です。そうすることで、保護者自身も一緒に読書を楽しみながら、読書に親しむ環境を継続的につくることができます。

また、家族で図書館等に出向くことは、静かな環境で読書に親しむ場所・時間をつくることにもつながります。

各家庭が子供の発達段階に応じて読書活動に取り組むことができるよう、家庭・地域・学校が連携、協力し、家庭で本に触れるきっかけづくりを提供していただくことが大切です。

### 県の取組

#### 【乳児・幼児の保護者へのはたらきかけ】

読み聞かせの大切さを啓発する資料の配布や、保護者が読み聞かせの大切さや楽しさについて学べる参加体験型学習プログラム（親プロ等）を実施します。

#### 【乳児・幼児が本に親しむきっかけづくり】

乳幼児健診やネウボラ等、多くの親子が集まる機会に、公立図書館<sup>※</sup>や読書ボランティア等が福祉部局と連携して本に親しむきっかけづくりに取り組むことを支援します。

また、「ブックスタート」<sup>※</sup>等乳幼児と保護者に対して本に触れるきっかけづくりとなる活動や、公立図書館で行われているおはなし会等地域で行われる児童サービスについての情報を提供します。

県立図書館では、ボランティアと協力して「けんりつ・おはなし会」を定期的を開催します。

※ 本計画においては、公立図書館及び図書館同種施設を「公立図書館」という。

※ 「ブックスタート」とは、乳幼児と保護者に読み聞かせの体験等を行い、家族のコミュニケーションを促す活動。両親学級や0歳児検診、それ以降の様々な機会に、読み聞かせの体験や絵本の紹介を行ったりしている。

**【児童生徒の保護者へのはたらきかけ】**

P T Aの研修会や広報誌を通じ、家庭で本に親しむことや、家族で一緒に読書することの大切さについて啓発活動を行います。

**【児童生徒が本に親しむきっかけづくり】**

ビブリオバトル等地域の活動や、各市町の公立図書館で行われている青少年サービスについての情報を提供し、活動を促します。

学校や図書館等において、年齢に応じた推薦図書の紹介を働きかけます。

**家庭の取組例**



**読み聞かせ啓発資料の配布**

各市町のブックスタート事業担当課と連携し、「あかちゃんへ ことばのプレゼント」等乳幼児期における読み聞かせの啓発資料を各家庭に配布します。

**保護者の参加体験型学習プログラム（親ブロ）の実施**

保護者が読み聞かせの大切さや工夫などについて学べる参加体験型のプログラムによる学習機会の提供・促進に取り組みます。



⑨ (県P連だより「陽だまり」)



**P T A広報誌**

保護者に対して、子供だけでなく大人にとっても読書が大切であることを啓発する記事を掲載します。

**家庭での読書（くまどく）**

熊野町では、家庭において子供と家族が同じ本を読み、その感想等を共有することによって互いの絆を深める「くまどく」の推進を町全体で行っています。



# 本に親しむ

地域における読書への関心を高める取組の実施

## 地域

図書館等

地域においては、それぞれの市町が読書計画を策定し、子供の読書活動推進に取り組んでおり、その中でも公立図書館は、地域における読書活動の中心的役割を担っています。

図書館はその豊富な蔵書から、子供が読みたい本を自由に選ぶことができる場であり、司書や司書補が相談役として読書活動を支援してくれる場でもあります。子供たちが本に親しむためのイベントや、推薦図書等の情報提供、読書を通じた体験活動（「子ども司書」、ブックトーク、ビブリオバトル等）の場を提供することも大切になります。

また、子供の読書活動を推進していく上で、地域が家庭や学校と連携することは非常に重要なことです。例えば「ブックスタート」事業等、乳幼児と保護者に対して本に触れるきっかけづくりとなる活動や、地域で実施されるおはなし会は、家庭での読書のきっかけとなります。公立図書館が学校図書館と連携することで、学校における読書活動も充実したものになり、子供がより本に親しむことができます。

### 県の取組

#### 【地域におけるイベント等を通じた啓発】

おはなし会など、子供が読書に親しむためのイベントの開催を促します。また、全市町で「子ども読書の日」に関する取組が行われている状態を継続し、内容の充実を目指します。

### 指標

- 「子ども読書の日」に関する取組を行っている市町

現状値  
(H30)全 23 市町

目標値  
全 23 市町  
(継続)

(文部科学省調査)

### 県の取組

#### 【図書館におけるイベント等を通じた啓発】

県立図書館においては、ボランティアと協力して、「けんりつ・おはなし会」を定期的で開催するほか、こども家庭センターや児童自立支援施設等における絵本の読み聞かせ等を行います。

市町立図書館における「子ども司書」の活動やビブリオバトル開催等を促します。

#### 【学校図書館の支援（県立図書館）】

県立図書館では、学校図書館支援事業や教員のための図書館活用講座等を実施し、学校図書館の活用が一層進むよう、支援します。

## 県の取組

### 【家庭と連携した活動の支援】

乳幼児健診やネウボラ等，多くの親子が集まる機会に，公立図書館や読書ボランティア等が福祉部局と連携して本に親しむきっかけづくりに取り組むことを支援します。

また，家庭教育を支援する活動を行っているボランティアグループなどの様々な団体へ，読み聞かせ用絵本の貸し出しを行います。

## 指 標

- 乳幼児健診等多くの親子が集まる機会に，読み聞かせの体験等乳幼児と保護者に対して，本に触れるきっかけづくりの活動を行っている市町

現状値  
(H29)21 市町

目標値  
全 23 市町

(広島県公共図書館協会「県内公共図書館等の活動状況」)

## 地域における取組例



### 「子ども読書の日」に関する取組

毎年4月23日は「子ども読書の日」として，各公立図書館において展示やイベントなどの取組を行っています。

(県立図書館)



### 地域と学校の連携に関する取組

読書ボランティアによる学校での読み聞かせは，子供たちが本に親しむきっかけとなります。

(安芸高田市立美土里小学校)



### 家庭との連携に関する取組（ブックスタート）

尾道市では，市社会福祉協議会を中心として，図書館，民生児童委員，保育・読み語りボランティアなど多くの関係者が連携し，0歳児，1歳半健診時等にはなし会や子育て相談等を実施しています。

# 本に親しむ

幼稚園・保育所・認定こども園等における本に親しませる取組の推進

幼稚園・  
保育所・  
認定こども園  
等

乳幼児期は、人生のあらゆる営みの土台となる力が大きく発達する大切な時期です。乳幼児は周りからの働きかけを頼りに言葉を習得し、人と関わり、世界を広げます。そのため、温かいまなざしやスキンシップなどの「非言語的な関わり」や、絵本や物語などの読み聞かせや言葉がけによる「良質な言葉のインプット」など、身近な人の関わりが大変重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園等（以下、「園・所等」という。）では、絵本や物語などの読み聞かせ（読み語り）が日常的に行われています。それによって、子供と教員・保育士等との心の交流が図られ、読んでもらった絵本や物語などに特別な親しみを感じるようになっていきます。また、大人から絵本を読んでもらう体験を通して、子供が自ら絵本を手に取り、めくり、聞き覚えた言葉を語ります。そして、そのおもしろさを友達と語り合い、読み合うことで共有します。

そうして子供は、絵本や物語などに関わる中で新たな世界に興味や関心を広げていき、様々なことをイメージする楽しさと出会い、不思議さを感じたり、驚いたり、感動したりします。また、イメージの豊かさは言葉の豊かさにつながります。

このように、絵本や物語などに親しむことは、子供が想像力や表現力を育み、人と関わりながら、生涯にわたってよりよく生きていくことにつながります。

## 県取組

### 【園・所等における絵本や物語などに親しませる取組の推進】

園・所等において、読み聞かせや絵本などを手に取りやすい環境づくりといった取組が充実するよう、研修や幼児教育アドバイザー等による訪問支援など様々な機会を捉えて、具体的な実施方法の助言や取組事例の紹介などはたらきかけを行っていきます。

### 【園・所等における保護者へのおすすめ絵本の紹介の取組の推進】

園・所等において、家庭で絵本や物語などに親しませるための保護者に対する取組が充実するよう、研修や訪問支援などで、具体的な取組事例の紹介、絵本のリストの周知などはたらきかけを行っていきます。

※ 県では、教育・保育の基本的な考え方と県施策の取組内容を明らかにした「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランを平成29年2月に策定し、子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、乳幼児期に育みたい力の育成に向けた教育・保育が行われるよう、オール広島県で取組を進めています。（県HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/youji-index.html>）



## 指標

|                              | 現状値   | 目標値  |
|------------------------------|-------|------|
| ○ 園・所等が読み聞かせを毎日実施している割合（H30） | 88.2% | 100% |

幼稚園・保育所・認定こども園等の取組例



**子供への絵本や物語などの読み聞かせ**

子供たちの1日の生活の流れの中に、絵本や物語などの読み聞かせ（読み語り）を取り入れています。

（社会福祉法人つくし会 こどもえんつくし）



**絵本などを手に取りやすい工夫**

子供の発達段階に応じた遊びや生活、季節や住んでいる地域に関わる内容など、子供が読みたいとき見たいときに触れることができるような工夫をしています。

また、子供の興味・関心に応じて、遊びに取り入れやすい工夫もしています。

（上：学校法人広島南部教会学園 フレーザー幼稚園）

（下：尾道市立木ノ庄東幼稚園）

**保護者へのおすすめ絵本の紹介**

読み聞かせ（読み語り）による子供の心の動きを感じるきっかけ作りとして、絵本の紹介や貸し出しをしています。

（上：尾道市立木ノ庄東幼稚園）

（下：学校法人広島ルーテル学園 谷の百合幼稚園）



**特別支援学校幼稚部（聴覚障害）の取組**

絵本の内容が幼児にしっかり伝わるよう、音声に、手話や身振りを織り交ぜ、主人公になりきった豊かな身体表現を使った読み聞かせをしています。

（広島県立呉南特別支援学校〈聴覚障害部門〉）



## 中学校の取組例



読書マイスターバッジ！

### 「図書館オリエンテーション」

4月、学校司書による学校図書館の活用について、オリエンテーションを実施します。本の紹介を楽しそうに聞いています。

(東広島市立福富中学校)

### 「読書マイスター」

一定期間、読書冊数の合計が設定冊数以上になった生徒に、「読書マイスター」として、認定証とバッジが送られます。

(府中町立府中緑ヶ丘中学校)

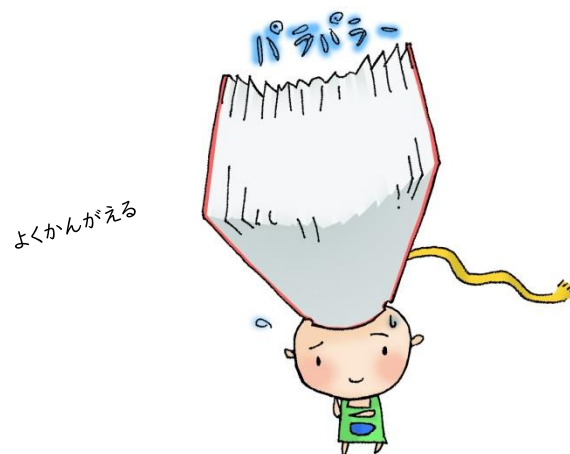
## 特別支援学校の取組例



### ICTを活用した読書活動

児童生徒の障害の状態に合わせ、ICT機器の活用や、個に応じた指導・支援を行いながら、絵本などへの興味・関心を高め、読書を楽しむことができるようにしています。

(広島県立広島特別支援学校)



小学校の取組例



**異年齢集団を活用した「読み聞かせ」**

1年生はすぐそばで読んでもらえることで、より絵本の楽しさを知ることができます。また、6年生は改めて絵本の楽しさを確認することができます。

(福山市立曙小学校)

**「子ども司書」による「いいね！学校読書週間」の実施**

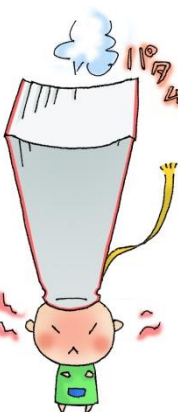
スタンプラリーや手作りのしおりのプレゼントを企画して、読書活動推進員さんや図書委員と一緒に「いいね！学校読書週間」を実施しました。

(竹原市立忠海小学校)



**図書委員の取組**

図書まつりでクイズやしおり作りを行いました。同時期に、おすすめの本のPOPを作成し、朝会で紹介しました。その結果、昨年度よりも参加者が大幅に増えました。



県の取組

【一斉読書の推進】

全校一斉の読書活動等，児童生徒が読書をする機会の充実を推進していきます。

指 標

|                      | 現状値          | 目標値    |
|----------------------|--------------|--------|
| ○ 全校一斉の読書活動を実施している割合 | (H30)小 98.9% | 小 100% |
|                      | (H30)中 100%  | 中 100% |
|                      | (H29)高 68.3% | 高 100% |

(『「基礎・基本」定着状況調査』，「広島県学校図書館の現状等に関する調査」)

高等学校の取組例



全校一斉の朝読書

毎朝，全校で朝読書を行います。生徒は自分の興味・関心に応じた本を選んで持参します。読書が自らの興味・関心を深める契機となっています。(広島県立広高等学校)

中学校の取組例



(上)「朝読書応援コーナー」の設置

朝読書にお薦めの本を，生徒手作りのPOPも使いながら紹介しています。(東広島市立中央中学校)

小学校の取組例



(左) 目標を設定した朝読書

毎朝8：10～8：30が朝読書の時間です。年間目標読書冊数を100冊に設定して読んだ本のタイトル等を記録しながら進めています。(三原市立本郷小学校)



県の取組

【「子ども読書の日」「古典の日」における取組の実施】

「子ども読書の日」または「古典の日」に関する取組を啓発していきます。

指標

| ○ 「子ども読書の日」または「古典の日」における読書活動の取組を実施している割合 | 現状値    |       | 目標値 |      |
|--|--------|-------|-----|------|
|  | (H29)小 | 100%  | 小   | 100% |
|  | (H29)中 | 99.6% | 中   | 100% |
|  | (H29)高 | 79.0% | 高   | 100% |
|  | (H29)特 | 100%  | 特   | 100% |

(『基礎・基本』定着状況調査, 「広島県学校図書館の現状等に関する調査」)

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。



古典の日に関する法律（抜粋）

（古典の日）

第三条 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設ける。

2 古典の日は、十一月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、前項に規定するもののほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

中学校の取組例

4月のイベントのお知らせ

「子ども読書の日」にちなんで、「図書室を知ろう！本は友だち」をキャッチフレーズに、学校司書が図書室の見どころを案内します。ツアーの最後には、シークレットおすすめ本を貸し出します。(9名限定です)

日時：4月25日(木)  
午後1時15分～午後1時25分  
場所：庄原中学校図書室

興味ある生徒集まれ！！

「子ども読書の日」の取組

「図書館だより」で、イベントのお知らせを行い、学校司書による図書室の見どころツアーを実施します。

(庄原市立庄原中学校)

小学校の取組例



読書ボランティアと連携した読み語り

地域の読み語りボランティアの方に来校していただき、琴の演奏に合わせた絵本の読み語りを楽しみます。

(神石高原町立神石小学校)

コラム② 更なる不読率の改善に向けて



平成30年度『基礎・基本』定着状況調査によると、中学校での一斉読書の実施率は100%である等、各学校における読書活動推進の取組の実施率は高い状況にあります。しかし、実施率は高くとも、不読率の改善や読書意欲の向上に成果を上げている学校もあれば、そうでない学校もあるのが現状です。

成果を上げている学校には、例えば、次のような特徴がありました。

- 「朝読書」等全校一斉の読書活動を毎日、実施している。
- 定期的に季節の掲示を行う等、学校図書館や図書コーナーの環境整備に努めている。
- 教科等の授業において、学校図書館や公立図書館の本や資料を活用して調べ学習等を行っている。
- 学校図書館の活用方法や約束事が決まっており、毎年、オリエンテーションを行う等、児童生徒への指導を行っている。
- 図書館又はその他の場所に、教職員や学校司書、児童生徒等、身近な人による図書紹介コーナーを設けている。

これまでと同様の取組であっても、取組の質の向上を図ることで、不読率の更なる改善につなげることができるのではないのでしょうか。

コラム③ 自分から進んで本を読んでいますか？

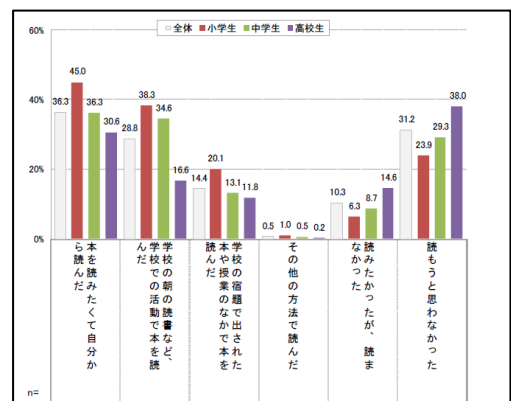


小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としてつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

では、今の子供は、どのくらい自主的に読書をしているのでしょうか。国の調査では、紙の本と限定はあるものの、「本を読みたくて自分から読んだ」子供は、小学生で45.0%、中学生で36.3%、高校生で30.6%となっています。

読書の機会の確保とともに、子供が自分から進んで本を読むための取組が求められています。



過去1か月間における紙の本での読書  
(平成30年度文部科学省委託調査「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」)

# 目的に応じて読む

学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

## 学校

小学校・中学校  
高等学校  
特別支援学校

学校においては、児童生徒が目的に応じて自ら本を手取る態度を育てていくことが求められます。そのために、学校では、児童生徒が興味・関心や課題意識をもち、自主的に読書活動を行うような取組が必要となります。

このことについて、学習指導要領には、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

このように、学校では、学習指導要領を踏まえ、様々な学習場面において、自主的に読書活動を行うよう、意図的・計画的に取組を推進することが重要です。

### 県の取組

#### 【学習指導要領を踏まえた読書活動の実施】

自主的な読書活動につなげる意図的・計画的な読書活動を推進します。

### 指標

|   | 現状値          | 目標値    |
|---|--------------|--------|
| ○ 読書活動年間指導計画等に基づき、教科等の学習に応じて読書活動を推進している割合 | (H30)小 93.0% | 小 100% |
|   | (H30)中 82.0% | 中 100% |
|   | (H29)高 30.5% | 高 100% |
|   | (H29)特 100%  | 特 100% |

(『基礎・基本』定着状況調査, 「広島県学校図書館の現状等に関する調査」)

### 高等学校の取組例



#### テーマ別調べ学習

保健の環境問題の単元で、グループごとに調べる環境問題のテーマを設定し、調べたことをまとめています。出典の示し方なども同時に学びます。(広島県立広島皆実高等学校)

## 中学校の取組例



### 学校図書館を活用した各教科の調べ学習

(左) 第2学年家庭科の調理実習の事前準備で、班で作るお弁当のメニューを考えています。

(右) 第1学年、第3学年の社会見学の事前学習を行います。(東広島市立福富中学校)



## 小学校の取組例

第1学年国語科「いろいろなふね」調べ学習の様子  
「のりものカード」にまとめ、発表し合います。



### 本から学び、主体的に表現する学習

学年ごとに、読書指導年間計画に沿って、読書の仕方や本の活用の仕方、図書館の利用の仕方などを指導しています。

(竹原市立竹原小学校)



### 図書館資料を活用した各教科の調べ学習

国語科だけでなく、社会科や理科の学習において、本や資料等を活用した授業に取り組んでいます。

(北広島町立八重東小学校)

## 特別支援学校の取組例



### 図書館資料を活用した調べ学習

児童生徒の障害の状態に合わせ、生活単元学習や総合的な学習の時間などの授業で、図書館資料を活用した調べ学習を行っています。

(広島県立黒瀬特別支援学校)

# 本から学び自らの考えを深める

参考となる図書館資料の展示及び提供

## 地域

図書館等

図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。ただし、その豊富な蔵書も、書架に並べているだけでは、子供たちの興味・関心を惹くことができません。

子供の読書への関心を高めるためには、図書館が保護者や学校関係者、読書活動ボランティア等に対しても本や資料の情報を提供し、大人があらゆる機会をとらえて、参考となる本や資料を子供に紹介することが必要です。

### 県の取組

#### 【本から学び自らの考えを深める参考となる図書館資料の情報提供】

県立図書館では、資料展示やホームページ等で図書館資料の紹介に取り組み、子供の発達段階や実態に応じた図書館資料の情報の提供を図っていきます。

- ・中・高校生世代を対象とした「青少年図書モデル展示」における生き方や進学・就職に関する資料の充実
- ・生き方につながる課題をテーマとした図書館資料展示の実施や展示図書リストのホームページ掲載及び市町立図書館や学校等への提供

### 指標

- 青少年を対象とした本の紹介を行っている公立図書館

※ 本の紹介は、図書館だより、リーフレット、リスト、ホームページ、SNS等による。

現状値  
(H29)20 市町

目標値  
全 23 市町

(広島県公共図書館協会「県内公共図書館等の活動状況」)

### 県立図書館の取組



**図書館資料の展示・貸出し、図書リストの提供**  
青少年が「本を読んで生き方を考える機会」の一環として、図書館資料の展示・貸出しを実施しています。

また、展示資料リストをホームページに掲載し、展示終了後も図書リストとして活用できるようにしています。

# 本から学び自らの考えを深める

本を読んで自分の生き方等を考え、表現する取組の推進

## 学校

小学校・中学校  
高等学校  
特別支援学校

子供は読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が養われます。

学校においては、様々な読書活動を通じて、児童生徒が自分の考えを形成し表現するなどの取組を推進していくことが必要です。

### 県の取組

#### 【読書を通じて考えたことを表現する取組の実施】

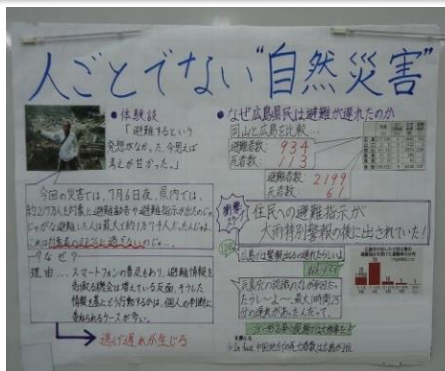
様々な読書活動を通じて、児童生徒が自分の考えを形成し表現するなどの取組を推進します。

### 指 標

|   | 現状値    |       | 目標値  |      |
|---|--------|-------|------|------|
|   | 学校種別   | 割合    | 学校種別 | 割合   |
| ○ 各学校が、学校外の読書感想文、小論文等、本や資料を活用した作品コンクールに応募したり、校内で同様のコンクールや読書会等を開催したりしている学校の割合（小・中・特） | (H30)小 | 93.4% | 小    | 100% |
|   | (H30)中 | 90.0% | 中    | 100% |
| ○ 各学校が、読書感想文や小論文等を書いたり、発表したりするなど、本や資料を活用し、自らの考えを深め表現する機会を設けている学校の割合（高）              | (H30)高 | 65.4% | 高    | 100% |
|   | (H29)特 | 37.5% | 特    | 100% |

（『基礎・基本』定着状況調査）、「平成30年度教育課程等に係る基礎資料」、「広島県学校図書館の現状等に関する調査」

## 高等学校の取組例



### 教科の学びと社会問題をつなぎ、考えを深める学習

学校図書館に保管してある4紙の新聞から、平成30年8月7日の西日本豪雨災害に関する記事を探し、「地学基礎」の学習を防災学習にまで広げる取組を行いました。新聞から得た情報をグループでポスターにまとめ、発表することにより、表現力の向上にもつながります。

（広島県立油木高等学校）

中学校の取組例



中学生  
全校集会でビブリオバトルをしました。いくつかのチームに分かれて本を紹介し合い、観戦者に一番読んでみたい本を投票してもらって、チャンプ本を決めるゲームです。皆、初めてだったため、今回は私たち図書委員チームと子ども司書チームに分かれ、発表しました。私は読書が大好きで、年間では200冊以上読んでいますが、全校生徒に紹介するとなると悩みました。話し合っ、修学旅行に関連したデ

気持ち込め本を紹介

イズニーありがとうの神様が教えてくれたこと」にしました。チームの友達と読んで感想や考えを話し合い、共感し合っって発表原稿を作る時間は、楽しかったです。本番では、観戦者の心に響くような話し方の工夫も大切だと感じました。私たちの本はチャンプ本にはなりませんでしたが、投票用紙の「紹介を聞いて読もうと思った」「また楽しみにしています」などのメッセージを読み、気持ちが伝わったんだとうれしかったです。(広島県安芸郡)

新聞に掲載された生徒の投稿  
(中国新聞平成 28 年 9 月 4 日掲載)



全校生徒参加の「ビブリオバトル」  
図書委員会が企画・運営し「子ども司書」が参画して開催。同世代の薦める本には、興味をもつ生徒も多く、読書の機会が広がっています。  
(海田町立海田西中学校)

**読書リレー**

**カラフル**  
森絵都 作

この本を読み終えたら、感想アンケートに記入してから、本を返却してください。途中で読むのをやめた場合は、できるだけ早く本を返却してください。

中央中学校図書館

読書リレー 第(5)走者  
年 組( )

この本の登場人物たちの行動や言葉で、あなたが自分と同じだと共感した部分、あるいは自分とはちがうと感じた部分はどこですか？

鳥羽の道路を豪族で考えている物置の母さん。あなたのサリにうへ百円で」と言いたがらも、こうするはどつから、とどと思いはゆれ動くとはい共感し。わかつのは、マリア語ははやい。フランコはおどろかないところだ。

登場人物の一人に声をかけるとしたら、だれに何と言いたいですか？  
「いじめを止めたら、マリアは半殺しに可。話とさくはそれかわだ」を信条とする田村の次女(おま)へ。  
「先生、おちついて下さい。」と言いたいの。でも、(おま)につらい思いをして、本の中での言葉は、心強いことだと思はれた。味方にはくわく3人の存在はありがて、読んでみると、いちばん強く感じたこと何ですか？

① せの中カラフル...人は自分でも気がないところでそれを殺す。若しあつている。このせがあまりにもカラフルだ。

② 人生は「ホームステイ」なのかも。

③ プラプラのめい... 人のことよく見て、やさしく誠実にいかに。案内役がでまふな大人でありたいと思はれた。

☆に色を塗って、あなたの評価をどうぞ。(例:最高に面白かった=★★★★★)

★★★★★  
先生に育めていただき、私も前進者4名の感想と読んで満足しました。この読者へ... かなとも、カラフルはからくり(疾)しほり

読書リレー 第(6)走者  
3年 4組( )

この本の登場人物たちの行動や言葉で、あなたが自分と同じだと共感した部分、あるいは自分とはちがうと感じた部分はどこですか？ (真の)

夢中になれるものがあるという部分では同じだと思はれました。一人ずつ分えて 暗くなるという点は少し違うなと思はれました。

登場人物の一人に声をかけるとしたら、だれに何と言いたいですか？  
真に、真は真でも、同じ魂なのはこのホームステイで自ら変わって本当によか、たねと言いたいです。  
あと、ひろか、自分を大切にしろよ！

読んであと、いちばん強く感じたこと何ですか？  
自分だけの視点でまわりのことを判断せず、他人の視点にも立ち、カラフルにまわりを考えなければいけないと感じました。

☆に色を塗って、あなたの評価をどうぞ。(例:最高に面白かった=★★★★★)

★★★★★  
面白いし感動、ラストの真が言った「ほくほくを殺したんだ」のシーンの緊張感がすごい。ずと読んでいら



## 中学校の取組例



### 図書館司書と連携した読み語り

君田図書館・三次市立図書館から講師を招き、全校でブックトークについての講習・実技指導を受けました。本を紹介し合う際には、自分の言葉で伝えることが大切だと学びました。  
(三次市立君田中学校)

## 小学校の取組例



### 「新聞を書こう」

国語科の「新聞を作ろう」では、本や図やグラフ等の資料を活用して、新聞の書き方を学習しました。学習したことを基に、選択した資料を比較したり文章を推敲したりして「安心・安全」をテーマにした新聞を作成しました。  
(北広島町立八重東小学校)

## 特別支援学校の取組例



### 「おすすめ本の紹介」

児童生徒自身が本を選び、おすすめ本の紹介ポスターを作りました。好きな場面の絵を描いたり、自分の言葉で紹介文を書いたりし、周りの先生や友達に伝える活動をしました。

(広島県立庄原特別支援学校)



いっぱい読んでね!



## 第3章

# 読書習慣の形成を支える 環境整備

# 人的整備の充実

地域のボランティア等，多様な人々の参画

## 地域

図書館等

地域では，図書館職員や読書ボランティアなど，様々な方が子供の読書活動に携わっています。

特に，図書館や学校における読み聞かせ等のボランティア活動は，子供の読書活動の推進に大きな役割を果たしています。園・所等や学校等へ読書ボランティアの情報提供をするなど，読書ボランティアが多様な活動を行うための機会の提供や，活動を円滑に行うための研修を実施するよう努めることが大切です。

### 県の取組

#### 【読書ボランティアへの活動の場の提供】

読書ボランティア等，地域のボランティアが交流できる機会を設け，読書ボランティアが多様な場所で活動できるための支援を行います。

### 指標

- 読書ボランティアが児童サービスに協力している公立図書館の割合

現状値  
(H29)68.9%



目標値  
80%

### 県の取組

#### 【ボランティアへのスキルアップの支援】

県立図書館では，読み聞かせを学ぶ人達の参考になる「けんりつ・おはなし会」を行います。また，市町立図書館が行うボランティア養成講座の研修内容等について支援を行うと共に，「おはなし会ボランティア養成講座」等で開発したプログラム等の積極的な提供を行います。

## 地域の取組例



#### 読書ボランティアへの支援

ボランティア同士の交流会の機会を設けることや，スキルアップのための研修を実施し，読書ボランティアの活動を支援します。

# 人的整備の充実

図書館職員のスキルアップに向けた研修の実施

## 地域

図書館等

司書や司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談に応じるよう努める必要があります。

司書や司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るためには、継続的・計画的な研修が必要です。

### 県の取組

#### 【図書館職員のスキルアップに役立つ研修の実施】

県立図書館では、勤務経験年数に応じた体系的な研修を継続して行っており、希望する市町の図書館職員もこの研修に参加していることを踏まえ、更なる研修内容の充実を図っていきます。

### 指 標

|                                 | 現状値        |       | 目標値   |     |
|---------------------------------|------------|-------|-------|-----|
| ○ 研修の事後アンケートにおいて「大いに役立つ」と回答した割合 | (H30)初任者研修 | 75.8% | 初任者研修 | 80% |
|                                 | (H30)専門研修  | 83.3% | 専門研修  | 90% |

(研修当日実施アンケート)

### 県立図書館の取組例



#### 図書館職員初任者研修

実習「本の紹介文を書いてみよう」を行いました。  
(講師：県立図書館職員)

# 人的整備の充実

司書教諭等のスキルアップに向けた研修の実施  
学校司書等の配置の拡充

## 学校

小学校・中学校  
高等学校  
特別支援学校

これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業での様々な学習における利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が重要となります。そのため、学校における読書活動の推進には、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要であり、そのための人的環境の整備は欠かせません。国の「第四次基本計画」や「学校図書館ガイドライン」では、学校図書館の運営に関わる主な教職員の役割を、次のように整理しています。

|      |  |
|------|--|
| 校長   | 学校図書館の館長としての役割を担う。校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要がある。                             |
| 司書教諭 | 学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。 |
| 学校司書 | 専ら学校図書館の職務に従事する職員である。司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていく役割を担う。       |

出典：子供の読書活動の推進に関する基本的な計画，学校図書館ガイドライン

司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言できるよう、また、教員は、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用した教育活動を充実できるよう、それぞれの立場で求められている役割を果たすために、学校図書館に携わる教職員のスキルアップに向けた研修を充実させます。

### 県の取組

#### 【司書教諭を対象とした研修の実施】

初めて命課された司書教諭を対象に、各学校における実践に役立つ研修を実施します。

### 県の取組

#### 【県立教育センター主催による研修講座の実施】

全校種の教職員を対象とした希望研修を、各学校の実践に役立つものとして実施します。

### 指 標

○ 研修の事後アンケートにおいて「役に立つ」と回答した割合

|              |       |
|--------------|-------|
| 現状値          |       |
| 司書教諭研修       | —     |
| (H30) 専門研修講座 | 65.2% |



|        |     |
|--------|-----|
| 目標値    |     |
| 司書教諭研修 | 90% |
| 専門研修講座 | 80% |

(研修当日実施アンケート)

【学校図書館担当職員を対象とした研修】(抜粋)

学校図書館担当職員のみを対象とする研修の企画・実施のほか、学校図書館担当職員が司書教諭等とともに受講できる、広く学校図書館関係教職員を対象とした研修の企画・実施は、司書教諭と学校図書館担当職員の業務の相互理解や連携促進に効果が期待できるのみならず、学校図書館担当職員が学校教育一般に対する理解を深めることができるという観点からも有効である。

出典：これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）

広島県教育委員会・県立教育センターの取組



司書教諭研修



司書教諭研修

司書教諭研修

学校図書館の機能の活用に係る実践的な内容についての研修を実施することにより、初めて命課された司書教諭の資質・能力の向上を図ります。

県立教育センターの取組



専門研修講座 「学校図書館」

専門研修講座

広島県子供の読書活動推進計画の柱に沿って具体的な内容を取り入れた研修を実施することにより、教職員の資質・能力の向上を図ります。



サテライト研修講座 「学校図書館」

サテライト研修講座

学校等との連携を図りながら、課題に応じて焦点化した内容を取り入れた研修を学校等に出向いて実施することにより、取組の充実を図ります。

学校司書については、本県でもその必要性が強く認識され、配置する学校が増えてきています。子供の読書活動の推進を第一に考え、専ら学校図書館の職務に従事することのできる学校司書の存在は、学校にとって非常に大きな力となります。今後も更なる配置の拡充が望まれます。

これらの主な教職員に加え、全ての教職員、地域のボランティア等が連携・協力して学校図書館の機能の充実を図ることが重要です。

県の取組

【学校司書の配置】

学校司書（専ら学校図書館の職務に従事する職員）の配置の拡充に努めます。

学校図書館法（抜粋）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

# 物的整備の充実

公立図書館の環境整備の実施

## 地域

図書館等

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書を含む図書館資料を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める必要があります。

児童サービスに特化している図書館や、青少年向けのサービスに積極的に取り組む図書館もあり、他の図書館がこうした取組を参考としてサービスの充実を図ることができるよう、情報の提供に努めることが必要です。

### 県の取組

#### 【子供にとって利用しやすい図書館の整備】

県立図書館は、乳幼児、児童及び青少年といった発達段階に応じた図書館資料の収集とサービスの充実を努め、市町立図書館への情報提供に努めていきます。

### 指標

|  | 現状値                   | 目標値           |
|--|-----------------------|---------------|
| ○ 乳幼児、児童及び青少年といった発達段階に応じた図書館資料の収集及びサービスの充実 | (H29) 乳幼児向けサービス 92.1% | 乳幼児向けサービス 95% |
|  | (H29) 児童サービス 100%     | 児童サービス 100%   |
|  | (H29) 青少年向けサービス 87.6% | 青少年向けサービス 90% |

(広島県公共図書館協会「県内公共図書館等の活動状況」)

### 県立図書館の取組例



#### 子供の読書活動推進コーナー

絵本、読み物、自分の興味・関心や学習課題を調べる本等、赤ちゃん絵本の棚や乳幼児から小・中学生までを対象とした資料を揃えています。また、本を読んだり、おはなし会を楽しんだりするスペースがあります。



#### 青少年図書モデル展示

青少年向けの図書を「考える」「知る」「楽しむ」の三つのテーマに分けて書架に並べています。進路やこころ・からだの悩み等に関する図書の充実を努めています。

図書館では、障害のある子供に対するサービスとして、点字資料、大活字本、録音資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努めることが求められています。

障害のある子供向けの資料を継続して収集し充実させるとともに、利用しやすい環境を整えること、また、図書館において実施している障害者サービスについて広く周知することが必要です。

### 県の取組

#### 【障害のある子供のための環境の整備充実】

県立図書館では、障害のある子供にも利用しやすい環境整備に取り組んでいきます。

- 点字資料、大活字本、録音資料、LLブック等の収集及び、拡大読書器、筆談用具等の設置。
- 子供向けの点字資料及び大活字本の所蔵リストをホームページに掲載。
- 県立図書館への来館が難しい子供への、市町立図書館を通じた、相互貸借等による資料提供。

### 指 標

|                      |             |         |
|----------------------|-------------|---------|
|                      | 現状値         | 目標値     |
| ○ 障害者サービスを実施している市町の数 | (H29) 16 市町 | 全 23 市町 |

(広島県公共図書館協会「県内公共図書館等の活動状況」)

### 県立図書館の取組例



#### 大活字本の整備

子供の読書活動推進コーナーに、児童図書の大活字本を整備しています。



# 物的整備の充実

学校図書館の環境整備の実施、公立図書館等との連携

## 学校

小学校・中学校  
高等学校  
特別支援学校

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

あらゆる場面で多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実させ、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められています。児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要となります。

一方で、古くなったものや児童生徒が手に取らない図書館資料などの廃棄・更新を行うことも大切です。各学校において、廃棄と更新が適切に行われるよう、明文化された廃棄基準を設けるなど、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行えるようにしましょう。

また、「学校図書館ガイドライン」では、「学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場でもあります。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整える」ことの大切さが示されています。館内の配架地図や書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや季節や学習内容に応じた掲示・展示のコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するよう努めることが大切です。

### 県の取組

#### 【学校図書館の整備の取組】

学校図書館の環境整備が進むよう、学校図書館リニューアルを実施し、その成果の普及を図ります。

### 指標

|                             | 現状値 |   | 目標値 |      |
|-----------------------------|-----|---|-----|------|
| ○ 図書館資料の適切な廃棄・更新に努めている学校の割合 | 小   | — | 小   | 100% |
|                             | 中   | — | 中   | 100% |
|                             | 高   | — | 高   | 100% |
|                             | 特   | — | 特   | 100% |

(『基礎・基本』定着状況調査)、「広島県高等学校学校質問紙調査」「広島県学校図書館の現状等に関する調査」)

高等学校の取組例

**特設コーナー**

豪雨災害の後、災害関連本を集めて設置しています。



**新刊・おすすめ本コーナー**

新刊は、帯をつけたまま平置き、面出し（めんだし）をしています。あえて分類別にせず、「思いがけない出会いの場（セレンディピティの場）」として様々な本を置いています。



**新書新刊コーナー**

平置き、面出しをしています。

**読書への興味・関心を高めるディスプレイ**

入口から反対側入口まで、動線に沿った面出しによるディスプレイを行っています。

生徒が最も興味を引くものを意識的にまとめ、並べています。

（広島県立広高等学校）



**先生方のお薦め本コーナー**

定期的に先生方からお薦め本を紹介していただき、図書室にない本は購入し、展示しています。

図書班が、先生方のお薦めの言葉を掲示しています。

**学校図書館リニューアルの実施**

居心地が良く、本を好きになる学校図書館を目指して、リニューアルを行いました。生徒や教職員だけでなく、ボランティアの方にも御協力いただき、リニューアル作業に当たりました。

学校図書館全体が、明るく開放的な雰囲気となり、本を手に取りたくなる居心地の良い空間となっています。

(広島県立三次中・高等学校)

**【リニューアル前の学校図書館】**



**【リニューアル作業】**

古い図書はこの機会に廃棄



図書を搬出する様子



床をきれいに磨く生徒達



書棚のペンキ塗り



地域やボランティアの方々



**【リニューアル後の学校図書館】**



中学校の取組例



本の管理

「子ども司書」の活動として、本の管理や返却作業等を行っています。バーコードによる貸し出しを行うことにより、生徒による貸し出しもスムーズに行えます。

(府中市立府中学園)

小学校の取組例

「学校まるごと図書館」の取組  
(尾道市立美木原小学校)



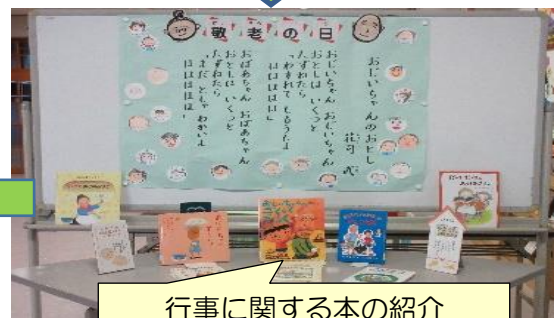
玄関を入ったら・・・



ロビーの読書コーナー



司書からのおすすめ本



行事に関する本の紹介



図書館へ



カラダとココロの本のコーナー (保健室前)

小学校の取組例



みこと図書館 1 (読書センター)



みこと図書館 2 (学習・情報センター)

「読書センター」と「学習・情報センター」

教職員や図書委員が本や資料の収集・整理・提供などを行って、学校図書館の機能に合わせて児童に本を読むきっかけを提供しています。

(庄原市立美古登小学校)

現在、学校図書館に新聞を配備している学校は、全国の小学校で41.1% (平均 1.3 紙)、中学校で37.7% (平均 1.7 紙)、高校で91.0% (平均 2.8 紙)、特別支援学校で12.5% (平均 1.5 紙) であり、国においても各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないといった課題が挙げられています。平成27年6月の公職選挙法等の改正による、選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身に付けることが一層重要になっている状況を受け、国の第5次学校図書館図書整備5か年計画の中では、学校図書館への新聞配備のための地方財政措置が行われています。

各学校においては、児童生徒が新聞を活用して現実社会の諸課題について考える機会を設けていく必要があります。

県の取組

【新聞の配備】

新聞を配備している学校が増えるよう働きかけます。

指標

○ 新聞を配備している割合

| 現状値    |       |
|--------|-------|
| (H29)小 | 32.8% |
| (H29)中 | 22.5% |
| (H29)高 | 81.7% |
| (H29)特 | 12.5% |

| 目標値 |      |
|-----|------|
| 小   | 100% |
| 中   | 100% |
| 高   | 100% |
| 特   | 100% |

(「広島県学校図書館の現状等に関する調査」)

高等学校の取組例



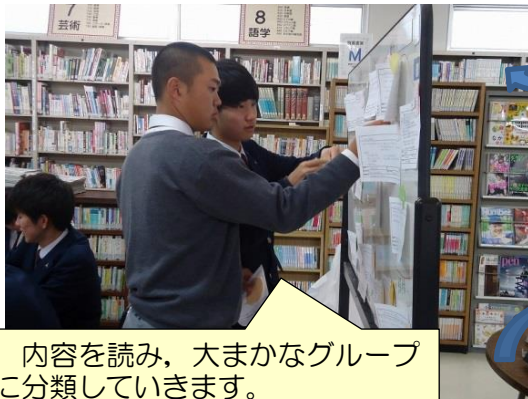
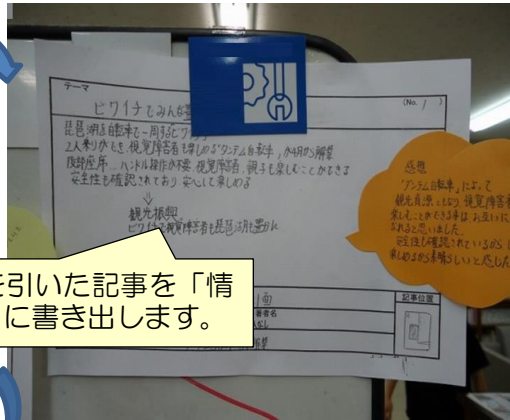
**新聞の読み方講座**

第1学年の生徒全員が集まり、新聞社の講師による新聞読み方講座を受講しました。この講座では、新聞の構成や工夫、記事を読む着眼点などを学びます。1年次の早いうちに基礎的な新聞の読み方を学び、2年次以降、様々な場面で新聞を活用した授業を行います。

(広島県立松永高等学校)



自分の興味を引いた記事を「情報収集カード」に書き出します。



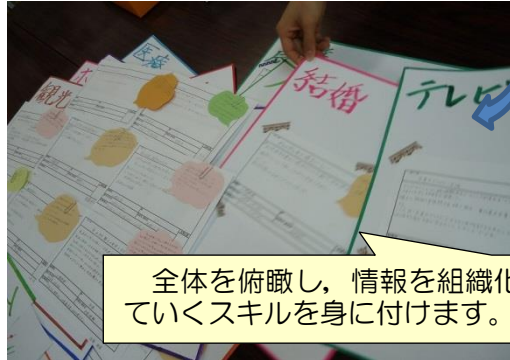
内容を読み、大まかなグループに分類していきます。



**学校図書館の新聞を活用した探究的活動の試み**

課題発見・解決学習に新聞を活用しています。各紙面から、「豊かさ」という視点をベースに、自分の興味を引いた「地域の課題」「その課題への取組」「新しい地域おこし」等につながる記事を収集し、地域おこしの具体的な提言を考えます。

(広島県立油木高等学校)



全体を俯瞰し、情報を組織化していくスキルを身に付けます。

子供の読書環境をより充実させるためには、公立図書館等と学校が連携し、図書館資料の貸出しを行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を行うことが大切です。

### 県の取組

#### 【外部機関との連携】

公立図書館等と学校が連携して読書活動を推進するよう働きかけます。

### 指標

|                  | 現状値          | 目標値    |
|------------------|--------------|--------|
| ○ 公立図書館と連携している割合 | (H29)小 68.0% | 小 100% |
|                  | (H29)中 41.1% | 中 70%  |
|                  | (H29)高 15.9% | 高 40%  |
|                  | (H29)特 50.0% | 特 100% |

(「広島県学校図書館の現状等に関する調査」)

### 中学校の取組例



#### 公立図書館と連携した図書館資料の貸出

安芸太田町立図書館から、総合的な学習の時間に行うキャリア教育に関するレポート作成や理科で科学研究に向けての計画を立てるために、図書を貸し出していただき、授業で活用しました。必要な資料が学校図書館に不足している場合でも、公立図書館と連携して、整備することができます。(安芸太田町立加計中学校)

### 小学校の取組例



めまぐま図書館だより



図書館司書によるブックトーク



#### 公立図書館との連携

校区内にある沼隈図書館の図書館司書によるブックトークを年2回行い、子供達がより多くの本に触れることができるようにするとともに、読書意欲が高まるよう工夫をしています。(福山市立千年小学校)

# 資料



## 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、国会に報告するものである。

平成30年4月

## 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

### —目次—

|      |   |                                    |    |
|------|---|------------------------------------|----|
| はじめに | 1 | 第3章 子供の読書活動の推進体制等                  | 9  |
|      |   | Ⅰ 市町村の役割                           | 9  |
|      |   | Ⅱ 都道府県の役割                          | 10 |
|      |   | Ⅲ 国の役割                             | 10 |
|      |   | 第4章 子供の読書活動の推進方策                   | 12 |
|      |   | Ⅰ 発達段階に応じた取組                       | 12 |
|      |   | Ⅱ 家庭における取組                         | 13 |
|      |   | Ⅲ 地域における取組                         | 14 |
|      |   | 1 図書館                              |    |
|      |   | 2 その他                              |    |
|      |   | Ⅳ 学校等における取組                        | 20 |
|      |   | 1 幼稚園、保育所等                         |    |
|      |   | 2 小学校、中学校、高等学校等                    |    |
|      |   | Ⅴ 子供の読書への関心を高める取組                  | 28 |
|      |   | Ⅵ 民間団体の活動に対する支援                    | 30 |
|      |   | 1 民間団体の役割                          |    |
|      |   | 2 民間団体の活動に対する支援                    |    |
|      |   | Ⅶ 普及啓発活動                           | 31 |
|      |   | 1 普及啓発活動の推進                        |    |
|      |   | 2 優れた取組の奨励                         |    |
|      |   | 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に<br>関する状況 | 2  |
|      |   | Ⅰ 子供の読書活動に関する取組の現状                 | 2  |
|      |   | 1 家庭・地域における取組                      |    |
|      |   | 2 学校等における取組                        |    |
|      |   | Ⅱ 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化                | 3  |
|      |   | 1 学校図書館法の改正等                       |    |
|      |   | 2 学習指導要領の改訂等                       |    |
|      |   | 3 情報通信手段の普及・多様化                    |    |
|      |   | 第2章 基本の方針                          | 6  |
|      |   | Ⅰ 子供の読書活動に関する課題                    | 6  |
|      |   | Ⅱ 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性          | 7  |

## はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画(「第一次基本計画」)を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めた。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法(昭和28年法律第185号)の改正、学習指導要領の改訂等、子供の読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきた。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られる。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(「第四次基本計画」)。以下「本計画」という。)を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子供の読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

## 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

### 1 子供の読書活動に関する取組の現状

- 1 家庭・地域における取組<sup>1</sup>
  - (1) 図書館数が漸増しており過去最高となった(平成23年：3,274館、平成27年：3,331館)。
  - (2) 児童室を有する図書館が増加した(平成23年：2,059館、平成27年：2,119館)。
  - (3) 児童用図書の出冊数<sup>2</sup>が増加した(平成22年度：約1億7,956万冊、平成26年度：約1億8,773万冊)。
  - (4) 読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館が漸増している(平成23年：2,311館、平成27年：2,316館)。
  - (5) 子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)<sup>3</sup>導入率が上昇した(平成23年：87.0%、平成27年：88.8%)。

### 2 学校等における取組<sup>4</sup>

- (1) 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した(平成24年：小学校96.4%、中学校88.2%、高校40.8%、平成28年：小学校97.1%、中学校88.5%、高校42.7%)。
- (2) 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている(平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%、平成28年：小学校99.3%、中学校98.3%、高校96.1%)。なお、11学級以下の学校においては発令が増加傾向にある(平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%、平成28年：小学校28.7%、中学校33.5%、高校35.7%)。
- (3) 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある(平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、

<sup>1</sup> 数値は、平成23年度「社会教育調査」(文部科学省)、平成27年度「社会教育統計」(文部科学省)から。なお、平成27年度から統計名称「社会教育調査」が「社会教育統計」に変更された。

<sup>2</sup> 平成20年度調査までは「児童の出冊数」を調査していたが、図書館のシステム化の影響により児童が借りた貸出冊数が把握できない図書館があることから、平成23年度以降の調査では「児童用図書の貸出冊数」を調査。

<sup>3</sup> OPAC(Online Public Access Catalog)：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピュータータイ化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。

<sup>4</sup> (1)から(3)の数値は、平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)から。(4)の数値は、2009年、2012年及び2015年「生徒の学習到達度調査」(OECD)から、平均得点及びOECD加盟国中の順位を記載。

高校 67.7%，平成 28 年：小学校 59.2%，中学校 58.2%，高校 66.6%)。

(4) 我が国の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の 2015 年調査では 2012 年調査と比較して読解力の平均得点有意に低下している (2006 年調査：498 点・12 位/30 か国, 2009 年調査：520 点・5 位/34 か国, 2012 年調査：538 点・1 位/34 か国, 2015 年調査：516 点・6 位/35 か国)。

## II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

### 1 学校図書館法の改正等

平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 93 号。以下「改正法」という。) が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、改正法附則第 2 項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…(略)…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成 28 年 10 月に「これからの学校図書館の整備充実について (報告)」が取りまとめられた。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成 20 年 6 月に図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直

し、文部科学大臣及び北海道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われた。

平成 24 年 12 月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」<sup>5</sup> (以下「望ましい基準」という。) に対する各公立図書館の対応等については、平成 27 年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」<sup>6</sup> (文部科学省) を行い、平成 28 年 3 月に報告書が取りまとめられた。

### 2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」(平成 28 年 12 月 21 日) においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成 30 年 3 月 30 日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としている。

<sup>5</sup> 平成 20 年 6 月の図書館法改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、従来の「望ましい基準」が全部改正された。

<sup>6</sup> 生涯学習の観点から全国の公立図書館の実態を調査。事業の実施等に関する基本的な運営の方針の策定、適切な指標の選定・目標の設定、事業計画の策定という体系的な図書館の管理運営、点字資料・録音図書等の提供や障害者サービス担当者等の配置等について対応が求められる実態が明らかになった。

### 3 情報通信手段の普及・多様化<sup>7</sup>

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。例えば、児童生徒のスマートフォン利用率は年々増加しており（平成26年度：小学生17.1%、中学生41.9%、高校生90.7%、平成27年度：小学生23.7%、中学生45.8%、高校生93.6%、平成28年度：小学生27.0%、中学生51.7%、高校生94.8%、平成29年度：小学生29.9%、中学生58.1%、高校生95.9%）、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになってい  
る。また、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴である。

<sup>7</sup> 数値は、平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）から。

### 第2章 基本的方針

#### 1 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料<sup>8</sup>を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求めめる態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかと指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、平成24年度には小学生4.5%、中学生16.4%、高校生は53.2%であった<sup>9</sup>。）をおおむね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とす）ことを目標としていた。本目標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であった<sup>9</sup>。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取

<sup>8</sup> 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。

<sup>9</sup> 第63回「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社）

組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向<sup>10)</sup>にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進捗での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

## II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる<sup>11)</sup>。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要がある、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態がある<sup>12)</sup>ことに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向がある<sup>13)</sup>ことから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するようない取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

なお、スマートフォン等の普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。これらに関して、国は、本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することには大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

<sup>10)</sup> 平成12年度には小学生16.4%、中学生は43.0%、高校生は58.8%

<sup>11)</sup> 平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（文部科学省）

<sup>12)</sup> 「第2回放課後の生活時間調査—子どもたちの24時間—ダイジェスト版」（2015年ベネッセ教育総合研究所）

## 第3章 子供の読書活動の推進体制等

### I 市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力<sup>13)</sup>によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては、市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市100%、町村70%以上とすることを目標としている。しかし、市町村推進計画の策定率(平成28年度末)は、市88.6%、町村63.6%であり<sup>14)</sup>、とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように、市町村推進計画の策定率は、市及び町村のいずれも改善しているが、第三次基本計画で定めた目標には達しておらず、地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては、基本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが、これには、都道府県による支援や助言が必要とされている<sup>15)</sup>と考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

### II 都道府県の役割

都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第1項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

### III 国の役割

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。

国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例(読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等)等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。なお、スマートフォン等の普及や、それを活用したSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響

<sup>13)</sup> 例えば、市町村において民間団体等と連携して行われる取組として、「ブックスタート」や「家読(うちどく)」等がある。(第4章II(2)参照)

<sup>14)</sup> 平成28年度「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査(文部科学省)

<sup>15)</sup> 市町村推進計画が未策定の市町村を対象としたアンケート結果によると、未策定の理由として「人材が不足している」、「図書館を設けていない」という点を挙げるところが多い。(平成28年度「子ども読書活動推進計画」策定状況調査(文部科学省))また、「子供の読書活動推進に関する有識者会議」においても、「市町村推進計画を策定し、これに基づき取組を推進する人材が不足している」との指摘があった。

を与えている可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。

第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市100%、町村70%以上とすることを目指す。

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。

## 第4章 子供の読書活動の推進方策

### I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘<sup>16</sup>を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

#### ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

#### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとすようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

#### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

<sup>16</sup> 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）



- ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）  
読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができるように  
準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるよう  
になる。

## II 家庭における取組

### (1) 家庭の役割

子供の読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、  
読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進  
法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な  
存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の  
充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくこと  
が求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒  
介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手  
段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一  
緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子  
供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定  
期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを固  
ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合  
ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子  
供に働き掛けることが望まれる。

### (2) 家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保  
健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力  
して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開  
催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべ  
うたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、  
お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等へ  
の貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に  
関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要  
性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書  
活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者

に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である  
「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ  
本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（き  
ずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」  
が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々  
な取組が更に推進されることが望まれる。

## III 地域における取組

### 1 図書館

#### (1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本  
を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができるところである。  
また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子  
供の読書について司書や司書補に相談したりすることができ  
る場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞か  
せ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施する  
ほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランテ  
ィア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うため  
の研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進す  
る上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、  
図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、  
地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果  
たすよう努めることが望まれる。

#### (2) 図書館における読書を支援する取組

##### ① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が  
読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくこと  
が重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図  
書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び  
分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市  
町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等  
計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成27年現在3,331館であり、昭和

38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は100%、市立は98.4%であるが、町立は61.5%、村立は26.2%と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である<sup>17</sup>。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

#### ② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数が増大やサービスポイント<sup>18</sup>の拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったさまざまな図書館サービスの提供を図る。

#### ③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができ。平成27年現在、来館者が利用できるコンピュータを設置している図書館は91.2%、子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は88.8%である<sup>17</sup>。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

#### ④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり<sup>19</sup>、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとっても使いやすい図書館の整備を促す。

#### ⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成27年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は93.5%に上るものの、録音図書を所有する図書館は20.2%、点字図書を所有する図書館は39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は49.1%にとどまっている<sup>19</sup>。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

#### ⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努める。

#### ⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの

<sup>17</sup> 平成27年度「社会教育統計」(文部科学省)

<sup>18</sup> 貸出しやレファレンス・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

<sup>19</sup> 平成27年度「社会教育統計」(文部科学省)

図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

#### ⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施

図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

#### ⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中学生や高校生等の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%、ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている<sup>20</sup>。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

### （3）連携・協力

#### ① 学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団

体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組みとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

#### ② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入<sup>21</sup>等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実に資することが望ましい。

### （4）司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

#### ① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する

<sup>21</sup> 平成27年現在、ボランティア登録制度を有する図書館は2,316館。（「平成27年度社会教育統計」（文部科学省））

<sup>20</sup> 平成23年度「社会教育調査」、平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

## ② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2 その他

### (1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

### (4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となつているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

### (5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

## IV 学校等における取組

### 1 幼稚園、保育所等

#### (1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

## (2) 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

## 2 小学校、中学校、高等学校等

### (1) 小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが

求められる。

## (2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

### ① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。

- ・全校一斉の読書活動
- ・推薦図書コーナーの設置
- ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話し（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ピブリアオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善という観点から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）」の観点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められる。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活

動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

### ② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

## (3) 学校図書館

### ① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じて、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効で

ある。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

### ② 学校図書館の取組

#### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成27年度末（平成23年度末）：小学校66.4%（56.8%）、中学校55.3%（47.5%）<sup>22</sup>）を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%、高等学校で91.0%であり<sup>23</sup>、新聞を活用した学

<sup>22</sup> 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

<sup>23</sup> 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

#### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新増築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

#### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成27年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は、小学校で12.6%、中学校で8.2%、高等学校で4.6%である<sup>24</sup>。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で10.6%、中学校で12.5%、高等学校で47.6%であり<sup>24</sup>、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で73.9%、中学校で72.7%、高等学校で91.3%である<sup>24</sup>。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教

室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

#### (4) 人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実に図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

<sup>24</sup> 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

#### ① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

#### ② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており(平成28年4月(平成24年5月):公立小学校59.3%(47.9%)、公立中学校57.3%(47.6%)<sup>25)</sup>、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新

たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

#### ③ その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

#### (5) 連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

#### V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度が低くなってきている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話し合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。

<sup>25)</sup> 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)



こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながっていくことが重要である。

本についての話し合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるときにかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につながることもできる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながることもできる。

・お話し（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・書評合戦（ピブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が

終了した後には、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものや作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

## VI 民間団体の活動に対する支援

### 1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪ねて行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話し合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約9,000のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> 平成25年度「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）

## 2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」<sup>27</sup>をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

## VII 普及啓発活動

### 1 普及啓発活動の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進  
「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

### (2) 各種情報の収集・提供

国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各

学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。

このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

## 2 優れた取組の奨励

国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。

### (1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である(学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人)。

### (2) 優良な図書の普及

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第8項の規定により、社会福祉審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

<sup>27</sup> 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体を実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

## 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐっての現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとり、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とす。

- 1) 学校図書館の目的・機能
- 2) 学校図書館の運営
- 3) 学校図書館の利活用
- 4) 学校図書館に携わる教職員等
- 5) 学校図書館における図書資料
- 6) 学校図書館の施設
- 7) 学校図書館の評価

### (1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできな、基礎的な設備であり、図書資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の実現に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされが校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の日常運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また一時的に学級になしめない子供の居場所となりにすること等も踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組みよう努めることが望ましい。

学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図

り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や学習活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の室内・館外貸出など資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。

学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導、読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図られるよう努めることが望ましい。

学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

### (4) 学校図書館に携わる教職員等

学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれ求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるとするよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の業務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・

計画等に基づいて学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を奨励するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するからちで進むようには、学校教職員の一人として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることが有効である。

また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力が重要な役割を果たしている。

### (5) 学校図書館における図書資料

#### 1 図書資料の種類

学校図書館の図書資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料(CD、DVD等)、電子資料(CD-ROM、ネットワーク情報資源(ネットワーク)等)、データベース(情報コンテンツ)等、デジタル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

学校は、学校図書館が「読書センター」、学習センター、「情報センター」としての機能を発揮できるように、学校図書館資料において、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。

選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が理科室の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じた、新聞を教育に活用するための新聞の複製紙に努めることが望ましい。

特に音声等の教材、とりわけ外国語教育においては動画等の教材に学習上の効果が見られることから、動画として充実するよう努めることが望ましい。読書活動を通じて児童生徒や児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の

図書資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、L1ブック、マルチメディアアテンション図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

#### 2 図書資料の選定・提供

学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

図書資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った選定を行うための校内組織を構築し、学校組織として選定を行うよう努めることが望ましい。

学校は、図書資料について、教育課程の展開に寄与すると見られる観点から、文学(読み物)やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。

学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供するということも有効である。

#### 3 図書資料の整理・配架

学校は、図書資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本進歩法(NDC)により整理し、開架式により配架するよう努めることが望ましい。

図書資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書の作業を迅速に行えるよう貸出し・返却手続及び雑誌訂正等を行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。

館内の配架地区や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができ、返却・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するよう配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や美術、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書資料の一部を教職員の個人に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

#### 4 図書資料の廃棄・更新

学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になり図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等ににおいて、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われぬよう、自校に関する資料や貴重土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) **学校図書館の施設**

○ 文部科学省では、学校教育について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及びの経過における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針<sup>※1</sup>」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。

○ また、これからの学校図書館には、主体的・対話的に深い学び（アクティブラーニング）の観点から学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) **学校図書館の評価**

○ 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の指長として、学校図書館の評価を一環として組織的に、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。

○ 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニケーションにおいて、評価に当たっては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。

○ 評価は、図書館資料の状況（蔵書構成、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の活用状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）<sup>※4</sup>・アウトカム（児童生徒目録の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「ここからの学校図書館担職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」(報告) 平成 26 年 3 月を参照。

※2 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 3 条第 3 項においては、一定の要件の下、隣接権のある者が利用するために必要と認度、方式により、公表された著作物の複製ができ、複製することとされている。当該規定の範囲内で、隣接権のある児童

児童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストデバイス機能等を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。

※3 「小学校施設整備指針（平成 28 年 3 月版）」(抜粋)

第 1 章 総則

第 2 節 学校施設整備の課題への対応

第 2 情報環境の充実

(1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

第 2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

5 施設のリニアフリー対応

(1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすること。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

第 3 章 平面計画

第 2 学習関係諸室

8 図書室

(1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保すること。また、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。

(2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備し学習・メディアセンターとして計画することも有効である。

(3) 学習・研究成果の展示の空間を計画することも有効である。

第 4 章 各室計画

15 図書室

(1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。

(2) 1 学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童等に応じた図書室用の家具等を利用しやれよう配列することができ、面積、形状等とするが重要である。

(3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。

(4) 司書教諭、図書員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。

(5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。

(6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 「評価項目の例」(アウトプット) 学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等(アウトカム) 読書習慣の確立（不読生の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

## 【参考】

28 文科初第 1172 号  
平成 28 年 11 月 29 日

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 誠

## 学校図書館の整備充実について（通知）

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備であるとして示されています。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設け、本年 10 月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」(以下「本報告」という。) (別添参考資料) を取りまとめたいと考えています。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」(別添 1) 及び「学校司書のモデルカリキュラム」(別添 2) を定め、お知らせいたします。貴職におかれれば、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び市内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事に対しては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長に対しては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いいたします。

## 記

1 「学校図書館ガイドライン」について

学校図書館ガイドライン<sup>1</sup>には、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。

2 教育委員会における取組

(1) 学校が学校図書館の機能を十分に活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面で、学校図書館目標を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。

(2) 司書教諭については、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12 学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することを徹底する必要があること。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるように、校務分掌上の工夫に取り組みすること。また、11 学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。

(3) 学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置を継続して行うことが重要であること。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待されること。司書教諭や学校司書を対象とした研修を推進するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であること。研修内容等については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。

3 学校における取組

(1) 学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。

(2) 特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要であること。

(3) 学校図書館を活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際、研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。

(4) 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であること。

出典 文部科学省「学校図書館の整備充実について(通知)」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotai/dokusho/link/13806097.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotai/dokusho/link/13806097.htm)

| 該当ページ | 用語                                 | 解説   | 出典・参考   |
|-------|------------------------------------|--|---|
| 3     | 不読率                                | 1か月に一冊も本を読まない子供の割合   | 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省平成30年4月)p.6   |
| 4, 8  | 参加・体験型の「『親の力』をまなびあう学習プログラム」通称「親プロ」 | 子育ての段階に応じた身近なエピソードを基に、保護者同士が話し合う中で、親として「自ら気づき、学ぶ力」を高めていくことを目的としたプログラム  | <参考となるサイト><br>広島県ホームページ<br>「親の力」をまなびあう学習プログラム<br><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/center/kateikyoku-oyapuro.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/center/kateikyoku-oyapuro.html</a>  |
| 6, 18 | 子ども読書の日                            | 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設定された日(4/23)  | 子どもの読書活動の推進に関する法律   |
| 6, 18 | 古典の日                               | 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため設定された日(11/1)   | 古典の日に関する法律  |
| 6     | 図書館職員                              | 図書館で働いているすべての職員の総称。図書館員ともいう。専任職員のほかに臨時職員、嘱託職員、派遣職員などさまざまな身分の人がいる。公共図書館の場合、専任職員の中にも、司書、事務職員、技術職員などがある。  | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013,丸善出版)p.178   |
| 6     | 司書教諭                               | 「学校図書館司書教諭講習規程」による科目(5科目10単位)を履修した教員で、任命権者によって司書教諭として発令を受けた教員のこと。各種の図書館サービスを中心とした学校図書館の運営と、これを基礎に児童生徒及び教員一人一人の教授学習過程で発生する多種多様な資料や情報要求に応えることによって、教育と学習活動を支援することが含まれる。 | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013,丸善出版)p.91<br>学校図書館法第五条<br>学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。<br><参考となるサイト><br>文部科学省HP「学校図書館 司書教諭 よくある質問集」<br><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1327733.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1327733.htm</a> |
| 6     | 学校司書                               | 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。  | 学校図書館法 第六条  |
| 8     | ネウボラ                               | 妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点のこと。また、出産・子育て支援制度のことという。   | <参考となるサイト><br>広島県ホームページ<br>「ひろしま版ネウボラ」<br><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/neubora.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/neubora.html</a>   |
| 8     | ブックスタート                            | 乳幼児と保護者に読み聞かせの体験等を行い、家族のコミュニケーションを促す活動。両親学級や0歳児検診、それ以降の様々な機会に、読み聞かせの体験や絵本の紹介を行ったりしている。   | 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省平成30年4月)p.13.14   |

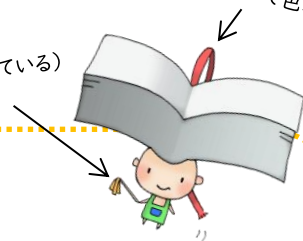
| 該当ページ  | 用語            | 解説  | 出典・参考   |
|--------|---------------|---|---|
| 9      | ビブリオバトル       | 書評合戦。<br>発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。  | 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省平成30年4月）p.29-30   |
| 10     | ブックトーク        | 相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。  | 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省平成30年4月）p.29  |
| 12     | 幼児教育アドバイザー    | 乳幼児期の教育・保育について専門的な知識を有する者。幼稚園教諭・保育士等を養成する大学等における指導者や、幼稚園長・保育所長等として勤務経験のある者など、幼児教育について専門的な知識・技術を有する者。幼児教育アドバイザーは、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所」）を訪問し、園・所生活の参観を通して、乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方などについての助言を行う。 | 設置要綱<br><参考となるサイト><br>広島県ホームページ<br>「幼児教育－幼児教育アドバイザー」<br><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/youji-05-ad.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/youji-05-ad.html</a> |
| 14     | 読書会           | 何人かのグループで、特定の図書、または特定のテーマに関する複数の図書を読み、これを話題として感想を述べあい、意見を交換しあう会。<br>その場で同じ本を読む方法やあらかじめ読書をしてくる方法、あるいは輪読、研究会などの方法がある。   | 「図書館用語集 四訂版」（2013、日本図書館協会）p.216<br>「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.170   |
| 15     | 図書館オリエンテーション  | 利用者が図書館に親しみ、図書館で利用できる基本的なサービスについて知ることを主な目的とし、図書館の使い方や文献探索や貸出の方法などの案内や説明を行うこと。   | 「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.173  |
| 17, 19 | 朝読書<br>（朝の読書） | 学校において始業前10分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。<br>朝の読書の4原則は「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」であり、感想文や記録は求めない。  | 「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.3  |
| 31     | 大活字本          | 弱視者用に大きな活字で印刷された図書。大型活字本ともいう。<br>実際には、印刷方式にかかわらず、文字の大きな図書の総称としても用いられる。  | 「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.142  |
| 31     | 録音資料          | 音声や音楽などの現実の音を、後で再生装置を利用することによりほぼ同一の音として再現可能な方式で記録した資料。  | 「図書館情報学用語辞典 第4版」（2013、丸善出版）p.257  |
| 31     | LLブック         | 「LL」は、スウェーデン語の Lättläst の略で、「やさしく読みやすい本」という意味。<br>わかりやすく書かれた本だが、幼児や子ども向けのものではない。青年、成人という生活年齢に合った内容が、読むことが苦手な人のために読みやすく書かれた本である。知的障害、自閉症、学習障害などのある人や移住してきた人にも理解できるように書かれた本である。                         | 「LL ブックを届ける」（藤澤和子、服部敦司／編著 2009、読書工房）p.7-8,13<br><参考となるサイト><br>ハートフルブック「LLブックとは」<br><a href="https://heartfulbook.jp/overview/">https://heartfulbook.jp/overview/</a>                                |

| 該当ページ | 用語    | 解説   | 出典・参考                                   |
|-------|-------|--|---|
| 31    | 拡大読書器 | 弱視者，高齢者用に，本や雑誌など印刷資料を拡大してモニター画面に映写する装置。  | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 33       |
| 31    | 相互貸借  | 図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵しておらず，購入できなかったり，その図書館の収集方針に適さないときに資料を他館から借り受けたり，資料の複製の提供を受けたりして利用者に提供すること。  | 「最新図書館用語大辞典」(2004, 柏書房) p. 290          |
| 32    | 廃棄    | 図書館資料のうち，破損・汚損・重複，内容の古くなったものなど，不要とされるものを書架から除去し，処分すること。<br>時には「除籍」と同義に用いられることもあるが，一般には資料の現物を処分することを「廃棄」という。  | 「図書館用語集 四訂版」(2013, 日本図書館協会) p. 250      |
|       | 除籍    | 図書館で，所在不明であったり，破損，汚損があったり，不要となった資料を原簿から削除すること。払出（はらいだし）ともいう。<br>目録等の記録抹消の手続きを「除籍」と呼び，「廃棄」と区別することもある。   | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 117      |
|       | 公共図書館 | 第一に，「図書館法」第2条にいう“一般公衆の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資することを目的とする”図書館のことを指す。第二に，第一の意味の公共図書館のうち地方公共団体が設置する公立図書館のことを指す場合がある。<br>第一の意味で用いるのが正しいが，「図書館法」においては公共図書館という用語が用いられておらず，かつ私立図書館の数が少ないために，実質的に第二の意味で公共図書館という用語を使う場合も少なくない。 | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 66, 69   |
|       | 公立図書館 | 「図書館法」においては，公共図書館のうち，地方公共団体が設置するもの。<br>日本では私立図書館が少なく，ほとんどの公共図書館が公立図書館なので，両者を同じ意味で用いる場合も多い。   | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 66, 69   |
|       | 図書館資料 | 図書館が収集し，整理し，利用者に提供する資料。<br>図書館法では第3条第1項に「図書，記録，視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という）を収集し」と述べている。  | 「図書館情報学用語辞典第4版」(2013, 丸善出版) p. 178, 171 |

みんなの図書館にもいるかも……

しっぽ(スピン)  
気分によって色が変わる

まほうのつえ(だと思っている)



#### 【すぴんの生態】

名前: すぴん

特徴: ようせいとはちがうなにか。

人間からはしっぽしか見えない。(つもり)

日本という国では、“スピン”とよばれている。(かも知れない)

※ スピン: 菜として用いるひものこと。

住んでいるところ: 本のすきまに生息している。(らしい)

体長: 5mm~5cm(その時の気分による)

好きなもの: こども, ビスケット(本にはさまっているのが特に好き)

性格: はずかしがりや, きちようめん



発行 広島県教育委員会  
〒730-8514  
広島市中区基町9番42号  
電話 082-513-4974

